［略］		
合　計	八、一二七人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府訓令第一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗

訓　令

別表

改正後	
担当	職務
［略］	［略］
共生・共助担当	1　主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［略］ 2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（大臣官房、独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［3～15　略］ 16　公益信託に関すること。
［略］	［略］

別表

改正前	
担当	職務
［同上］	［同上］
共生・共助担当	1　主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［同上］ 2　内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 ［3～15　同上］ ［号を加える。］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

［同上］		
合　計	八、一二八人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

法規的告示

○内閣府告示第十五号

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）の施行に伴い、及び公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第十一条第四項の規定に基づき、公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗